

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月に〇会社に採用され、〇寮に寮管理人として配属され、寮管理業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日の勤務中に頭痛などの症状が現れ身体に異常を感じたが数日勤務を続け、同月〇日に〇病院を受診したところ「橋脳梗塞」と診断された。

請求人は本件疾病は長時間労働やストレス等の業務上の理由により発症したものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務に起因することが明らかな疾病とは認められないとしてこれらを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

早朝から深夜に及ぶ寮管理業務が集中頻発したことにより「脳梗塞」を発症したものであり、業務上の原因であることは明らかである。したがって、業務によって発症したものと認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人の疾患名は「脳梗塞」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。
- (2) 調査の結果、発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。
- (3) 短期間の過重業務
発症前1週間において、総労働時間は42時間00分であり、特に長時間労働は認められない。休日は1日確保されている。
請求人は、社員寮に住み込みで管理業務に従事する労働者であり、労働時間のうち手待ち時間が多く、断続的労働に類似した形態で業務に従事しており、労働密度も低いものである。
総合的に判断すると、特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (4) 長期間の過重業務
時間外労働は、発症前1か月間に28時間00分であり、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前6か月目の40時間41分が最長である。よって、特に長時間労働は認められない。
請求人の業務内容は、社員寮に住み込みで管理業務に従事しており、労働時間のうち手待ち時間が多く、断続的労働に類似した形態で業務に従事している。労働密度も低いものであり、負荷要因は認められないことから、特に過重な業務に就労したとは認められない。
総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (5) 請求人は、複数の医療機関において糖尿病、高血圧症、脂質異常症に対する治療を受けている。また、糖尿病を主因として〇病院にて平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院加療しており、脳梗塞の発症には、これらの基礎疾患が影響を与えているものと認められる。
- (6) 以上のことから請求人に発症した疾病は業務に起因することが明らかな疾病とは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人の発症当日及び発症前おおむね1週間に、業務におけるトラブル等の発生はなく、異常な出来事が発生した事実は認められない。
- (2) 短期間の過重業務について
発症前1週間の総労働時間は42時間00分であり、特に長時間労働は認められない。また、質的、量的に通常の業務の範囲内であり、特に過重な業務に就労したものと認められない。
なお、請求人は、1日の拘束時間17時間の内9時から14時までの休憩時間を除いた12時間が労働時間であると主張しているが、請求人は、社員寮に住み込みで管理業務に従事する労働者であり、労働時間のうち手待ち時間が多く、断続的労働に類似した形態で業務に従事しており、監督署長が

推定した労働時間は妥当なものと判断する。

(3) 長期間の過重業務について

請求人の発症前6か月間についてみると、発症前1か月間の時間外労働時間数は28時間00分、同2か月間の平均は23時間00分、同様に3か月間の平均は31時間26分、4か月間の平均は31時間32分、5か月間の平均は34時間26分、6か月間の平均は40時間41分であり、認定基準において業務と発症との関連性が強いと評価できるおおむね80時間を超える時間外労働時間は認められない。

また、労働時間のうち手待ち時間が多く、断続的労働に類似した形態で業務に従事しており、労働密度も低いものであり、負荷要因は認められないことから、特に過重な業務に就労したとは認められない。

(4) 請求人は、複数の医療機関において平成〇年〇月から糖尿病、同〇年〇月から高血圧症、同〇年〇月から脂質異常症、高血圧症に対する治療を受けている。また、糖尿病を主因として〇病院にて同〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで入院加療していることが認められる。

(5) 医証についてみると、主治医作成の意見書では、「2型糖尿病が、脳梗塞の原因の一つと考えられる。」と所見し、地方労災医員の意見書では、「脳梗塞の原因は脳動脈硬化症と考えられるが、特に橋梗塞では、糖尿病が発症に影響を与えていると考えられる。発症日、発症前に、特に過重労働が認められないため、業務起因性が有るとは認められない。」との所見であり、妥当なものと判断する。

(6) 負傷に起因する疾病の可能性について

会社関係者聴取内容、医証から、頭部などを負傷した事実は認められず、請求人の疾病は負傷に起因したものとは認められない。

(7) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であって、業務上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。